

建設経済常任委員会会議録

令和5年3月1日

寒川町議会

出席委員 横手委員長、山上副委員長
佐藤（正）委員、青木委員、小泉委員、太田委員、柳下委員、橋本委員、杉崎委員、
関口委員
天利議長

説明者 菊地環境経済部長、大山環境課長、椎野主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第11号 寒川町手数料条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【横手委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

まず初めに、審査に入る前に、当委員会の正副委員長につきましては、現在内定の段階ですので、改めまして、当委員会で正式にご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 ありがとうございます。それでは、改選後初めての委員会になりますので、一言、正副委員長として就任の挨拶とさせていただきます。

改めまして、おはようございます。このたび建設経済常任委員会委員長という大役を仰せつかりました横手でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、山上副委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

【山上副委員長】 おはようございます。副委員長を拝命いたしました山上です。横手委員長とともに、当常任委員会の円滑な議事運営に努めますので、よろしく願いいたします。

【横手委員長】 皆様、どうぞ、この任期中、委員の皆様のご協力によりましてスムーズに委員会を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の案件に入ります。次第のとおり、付託議案1件でございます。また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第11号 寒川町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 皆さん、おはようございます。それでは、議案第11号 寒川町手数料条例の一部改正についてのご審議をお願いいたたく存じます。本条例を改正する背景でございますが、令和4年

6月1日に動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律が施行され、繁殖業者等により販売される犬や猫へのマイクロチップの装着、登録が義務づけられ、犬や猫の飼い主は、自分の住所や氏名、電話番号のほか、犬の種類や生年月日などの犬の情報を登録することになりました。マイクロチップの義務化に伴い、狂犬病予防法で規定されております市区町村への犬の登録につきまして、鑑札を受ける代わりに、マイクロチップに情報を登録することで従来の鑑札とみなす特例、登録申請の一元化が規定されることにより、この特例の制度に参加する市区町村につきましては、犬の飼い主による窓口での登録手続が不要となることから、手続の負担が軽減されることになりました。

今回この改正を踏まえ、手数料条例を改正する必要性が生じたことから、本条例を提案するものでございます。説明につきましては大山環境課長よりいたしますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、寒川町手数料条例の一部改正について説明させていただきます。まず、現状の犬の登録についてですが、犬を飼っている方は、犬を取得した日から30日を経過する日までに、また生後90日以内の犬を取得した場合には、生後90日を経過した日から30日以内に市町村への犬の登録手続と狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられております。市町村には、登録の証明として鑑札の交付が義務づけられております。引っ越しや転入などで住所や所有者の変更など犬の登録事項に変更があった場合や、犬が死亡した場合にも届出が必要となります。これらの手続は、一部を除いて環境課の窓口にお越しいただき、犬の登録台帳システムへの登録に加え、登録の証明となる鑑札の交付や愛犬手帳などをお渡しすると同時に登録に伴う手数料3,000円を頂いております。

昨年6月に改正動物愛護管理法が施行され、ペットショップ等で譲渡される犬及び猫については、マイクロチップの装着が義務化され、それに伴い狂犬病予防法に特例制度が設けられました。この特例制度に参加すると、犬の飼い主による登録手続の負担が軽減されることとなりますが、それに参加するかしないかは市町村の判断に委ねられております。

それでは、マイクロチップ装着情報登録の流れについて説明させていただきますので、タブレット資料01-02寒川町手数料条例の一部改正についてというタイトルの、犬猫所有者のマイクロチップ装着情報登録の流れをご覧ください。左上の①繁殖業者、ブリーダーが、獣医師にマイクロチップの装着を依頼します。②、③は、獣医師がマイクロチップを装着して装着証明書を発行します。その後ペットショップや一般の飼い主まで譲渡され、その都度所有者の変更登録がされていきます。

登録先は、下段の水色の枠の指定登録機関となっておりますが、現在は公益社団法人日本獣医師会が指定されております。特例制度に参加しますと、水色の指定登録機関である獣医師会から、左の市町村に向かって赤い点線の矢印がありますが、登録データベースから所有者と犬の登録情報が通知されることとなります。この通知をもって犬の登録手続があったものとみなすとともに、犬に装着されているマイクロチップを狂犬病予防法上の鑑札とみなすので、鑑札の交付も不要となるものであります。

特例制度への参加については、同じ保健所管内の茅ヶ崎市は今年2月から、近隣では、平塚は4月から、藤沢市は6月から参加予定となっております。特例制度への参加の意向を示している多くの自治体では、登録に伴う事務の効率化が図られることから、登録手数料を徴収しない方向で手数料条例を改正、

あるいは改正する準備を進めております。寒川町におきましても、この特例制度への参加に伴いまして、手数料条例を改正するものでございます。

寒川町手数料条例の一部改正について、タブレット資料01-01をご覧ください。改正内容については、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。3ページをご覧ください。第2条第1項に、手数料を徴収する事務及びその額が規定されており、第11号に、狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録は、1頭につき3,000円と定めております。今回の改正によりマイクロチップが装着されていて所有者等の情報が通知されてくる犬については、第11号の例外として「(動物愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の規定により、狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。)」これを加えることにより、従来の手数料3,000円を徴収しない旨を規定するものでございます。

次に、第15号及び第16号をそれぞれ1号ずつ繰り下げて、第15号として、病気等でマイクロチップを外してしまった場合に、改めて環境課の窓口で新たな鑑札の交付の手続が必要になることから、その登録手数料を規定するものでございます。手数料の額につきましては、第2条第1項第13号に、飼い主が鑑札を紛失してしまって、改めて登録番号を振り直すために鑑札を再交付する場合の手数料が1,600円という規定があります。事務手続的には同じ事務になることから、鑑札の再交付と同金額の1,600円という設定にしております。

最後に、施行日ですが、令和5年4月1日からとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 分かりやすい説明でありましたけども、マイクロチップのこういう情報登録の流れになった背景とか、また、登録する町として参加するメリットなどをお聞かせいただければなと思います。

【横手委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 ご質問をいただきました。まず、マイクロチップが義務化されたという背景でございます。こちらは東日本大震災がございまして、それから所有不明の犬が多く出てしまったというところございまして、それから環境省でも強く推奨されることになりまして、令和元年度にこちらの法律が制定され、それから3年後令和4年6月に施行されたものでございます。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 メリットについてですが、こちらについては、義務化されたマイクロチップの情報を飼い主が行いますと、その情報が指定登録機関から町に入ってきますので、手続がウェブ上でまずマイクロチップの登録をして、その情報が自動的に町に来るということで、飼い主の方は窓口に来なくて済むということと、手数料の3,000円がかからずに済むということがメリットかと思っております。町の職員についても、この登録にかかる手続として、パソコンへの入力作業だとか、いろいろ窓口であったんですけども、そういったことがなくなるということで、事務の効率化にもつながるというところがございます。

【横手委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 分かりました。事務の効率化にもつながりますし、犬猫の把握もしっかりできるということで、非常にいい制度かと思いますが、町で獣医師会に登録されている獣医師、犬猫病院というんですかね、ほどの程度あるのかお聞かせいただけますか。また、ペットショップについては、愛護団体も含めていろいろと指摘を受けているところでもありますけども、その辺の把握を分かっている範囲でお聞かせいただければと思います。

【横手委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 寒川町で獣医師会に登録のある動物病院は1つとなっております。それとペットショップにつきましては、動物販売業者として登録がございますのは、町内では該当はない、今のところ把握しておりません。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 マイクロチップは義務化するので、必ず1頭に1つつけるとは思うんですけど、マイクロチップって、犬って寿命としては長生きすると十二、三歳ぐらいだと思うんですね。そのぐらいマイクロチップってもつものなのか。というのは、何年かに一遍替えるとなると、手数料がかかるわけじゃないですか。そうなるとう度もということになっちゃうとどうなのかと思ったので、その質問になったんですけど、あと、1頭につき3,000円というのは、免除ということになって、登録料だけということなんですよ。そのところをもう一度確認させてください。

【横手委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 マイクロチップの有効期限についてのご質問でございます。こちらは、装着しましたら、犬の寿命というお話もございましたが、基本的にはワンちゃんが亡くなるまで使えるものでございます。もう一つ、こちらは今回3,000円の手数料がかからないとなっておりますが、日本獣医師会のデータベースに登録作業を行う際に、日本獣医師会への手数料というのが、オンラインで行いますと300円必要になってまいります。

以上です。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 3,000円につきましては、今度の4月1日施行日以降にマイクロチップの登録をされた犬については、自動的に町にデータが来るので、3,000円は要らないんですけど、それ以前から飼われていた犬で人から人へ譲り受けたとか、そういうので登録するマイクロチップが入っていない犬を登録する場合には、鑑札の発行だとか、そういったものが改めて必要になりますので、3,000円が必要という形になります。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 多分そんなに負担は、町も利便性が上がるし、町民の皆さんの負担というのも、逆に少しは軽減されるという認識で大丈夫ということですかね。その辺をもう一度確認させてください。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 今のご質問については、もちろん町の職員の負担軽減にもなりますし、飼い主の

方は役所の窓口に来なくて済むというメリットと、お金がウェブ上では300円、町の登録をすると3,000円という部分でも大分メリットがあるのかなと思います。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 最後に、これは任意じゃないですか、この制度については。そうするとこれだけ利便性が上がるので……。

【横手委員長】 ちょっと待ってください。任意ですか。どうぞ、続けてください。いいですよ。

【青木委員】 すみません。じゃ、その辺を確認させてください。各自治体が任意でという話で、聞き間違ったかもしれないんですけど、もしも任意であれば、やらない自治体って、ひょっとしてあったりするんですかね。その辺を、すみません。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 この特例制度に参加するかしないかは、各自治体の判断に委ねられているということで、現状全国でスタートしている自治体というのは1割ぐらいになっています。県内でも川崎と茅ヶ崎だけが今のところやっているということで、徐々にこれから増えてくるとは思うんですが、中には判断で参加しないというところもあるかもしれないというところですよ。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 今飼い主側の費用負担の議論があったかと思うんですが、町としては財政的に何かかかったりとか、何か減ったりとか、そういう影響はあるのかどうかというところを教えていただきたいのと、あともう一点、マイクロチップを入れられる側のワンちゃんとか猫ちゃんの気持ちというのは、聞いたことあるのかなと思って。気持ちは聞けないと思うので、例えば獣医師とかの意見とか、話を聞いたことがあるのか、動物に対しての負担というのが、どれほどあるものなのかというところを把握しているのか、お答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 まず、町への費用負担の影響がどれぐらいあるのかという部分については、今のところ予想では170頭ぐらいのワンちゃんに影響があるかなということで、町の歳入としては50万円ぐらいの歳入が減るのかなというところでは推測されます。これについては、事務の効率化という部分で大分役場の仕事も減りますので、そういう部分で相殺できるかなと考えています。

【横手委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 動物への負担、もしくは獣医師の意見ということで、獣医師の先生方にも、マイクロチップの義務化について特段否定的な意見というのは伺ってはおりません。あと、動物への負担なんですけども、注射器のようなもので、大体首の後ろとかに埋め込むものなんですけど、特に大きな手術が必要とか、そういったものではありませんので、動物の体に大きな負担をかけるというものではないと認識してございます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

太田委員。

【太田委員】 1点お伺いしたいと思います。今までは窓口に来て鑑札交付をされていたと思うんですけども、これからマイクロチップを入れて例えばウェブ登録をしたときに、町発行の鑑札はどのようにご本人に手渡していくのか、その辺の流れを教えてくださいませんか。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 今のご質問ですけど、マイクロチップを装着してウェブ登録された犬については、マイクロチップが鑑札代わりになってしまうので、改めて鑑札を送ったりとか、発行するという形にはないという形になります。

【横手委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。飼い主側にとっては、それで分かると思うんですけども、例えば散歩とかしている場合に、本来はあれは装着していないと駄目ですよ、鑑札をちゃんと予防接種しているよという、外部というんですかね。周りの方が、この犬はというところの何か手だては、安心感というんですかね。その辺というのは何か考えられているのか、鑑札とみなすということなので、特に考えていないのか、その辺がもしあればお聞かせいただけますでしょうか。

【横手委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 鑑札の装着についてご質問をいただきました。これとは別に町から発行しております狂犬病予防注射済書というのがございます。こちらの装着義務、首輪等につける義務というのは変わってございませんので、そちらでご確認いただけるものと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

小泉委員。

【小泉委員】 今回特例制度に参加することによって、こういう形になるかと思うんですけども、特例制度に参加する際に何かしらのコスト、例えば獣医師会から情報が町に入ってきて、それが自動的に登録のシステムに入るような形になるから、事務作業が効率化されるという話がありましたけども、ここで何らかのシステム改修料とか、そういうものが発生したりとか、何かしらの町の登録制度に参加することによる負担というのはあれば、教えてください。

【横手委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 ただいまの質問なんですけど、指定登録機関からデータを受けるために、今まで使用していた犬の登録システムにマイクロチップ番号を入れられる枠を作るだとか、そういったシステム改修が必要になってございます。昨年6月にこれが施行されて、すぐに参加しなかったというのは、システム改修をする必要があったこと、そういう部分がありまして、システム改修が22万円ぐらいで終わっておりますので、これからは受けられるという状況を整えたというところでございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方は。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでした。
暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、設けずにこのまま続けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより討論に入ります。議案第11号 寒川町手数料条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第11号を採決いたします。賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもって、建設経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前9時25分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 6月 1日

委員長 横手 旭